

(趣旨)

第1条 この内規は、創価大学通信教育部学則第26条の2に定めるところにより、履修しようとする授業科目を選択する際に必要な授業内容に関する詳細な計画書(以下「シラバス」という。)を作成するための事項を定める。

(シラバス作成の目的及び公開)

第2条 シラバスは、以下に示す目的のために作成する。

(1) 学生に提供する教育及び学習内容の明示

(2) 授業の成果(成績、授業目標の達成度等)、学生による授業評価、教員のFD活動等にもとづく教育内容の質及び教授法の向上

2 シラバスは、本学ホームページ上にて公開する。

(シラバスの作成)

第3条 シラバスは、本学通信教育部のシラバス作成システムにより、シラバス作成ガイドラインに従って、科目ごとに科目責任者もしくは科目責任者が指名する教員が開講する前年度9月までに作成する。

2 同一科目を複数の教員で分担して担当する場合は、科目責任者が他の担当教員と共同して一つのシラバスを作成する。

(シラバスに記載する項目)

第4条 シラバスには、以下のとおり授業科目に関する項目、担当者に関する項目、評価に関する項目、教材に関する項目、履修要件及び備考に関する項目について記載する。

(1) 授業科目に関する項目

科目名、科目コード、ナンバリング、単位数、履修方法、スクーリング開講期、科目試験実施群、科目概要、到達目標、授業科目とディプロマポリシーとの関係、授業の内容、メディア授業(スクーリング)に関する「メディア授業学修報告書の課題」及び「内容理解の確認方法」、自習時間、アクティブラーニングの実施の有無・内容、科目の内容に関連する実務経験の有無及び内容

(2) 担当者に関する項目

科目責任者名・担当教員名及びプロフィール、履修上のアドバイス

(3) 評価に関する項目

成績評価の評価項目と割合及び基準、評価方法

(4) 教材に関する項目

教科書、参考書

(5) 履修条件及び備考に関する項目

履修条件

(シラバスの点検)

第5条 シラバスは、明瞭な授業計画書として、履修学生の主体的な学習を支援するものとするため、以下のとおり点検(内容についての指導を含んだ確認)を行う。なお、様式の点検は通信教育部教務課で行う。

(1) 学部の専門科目については、学部長・副学部長または学部長が指名する教員が行う。

(2) 共通科目については、学士課程教育機構長・副機構長または学士課程教育機構長が指名した教員が行う。

(3) 点検においてシラバスに不備な箇所が発見された場合は、点検した者は当該の担当教員に不備の箇所を明示し、修正を求める。

(4) シラバスの修正を求められた教員は、指定の期日までに修正を済ませ、再提出をしなければならない。

(シラバスの点検の報告)

第6条 シラバス点検者は、点検内容について、通信教育部長を通じて学長に報告するものとする。

(その他)

第7条 この内規に定めるもののほか、シラバスの作成について必要な事項は、通信教育運営委員会

で定める。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。